

## 2021年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)



2021年2月15日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東  
 コード番号 5103 URL http://www.showa-holdings.co.jp  
 代表者(役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢  
 問合せ先責任者(役職名) 取締役最高財務責任者 (氏名) 庄司 友彦 (TEL) 04(7131)0181  
 四半期報告書提出予定日 2021年2月15日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

## 1. 2021年3月期第3四半期の連結業績(2020年4月1日~2020年12月31日)

## (1) 連結経営成績(累計)

(％表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2021年3月期第3四半期	10,285	△13.1	392	141.0	△186	—	△1,202	—
2020年3月期第3四半期	11,836	8.8	162	△80.4	△225	—	△412	—

(注) 包括利益 2021年3月期第3四半期 △2,873百万円( —%) 2020年3月期第3四半期 △136百万円( —%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2021年3月期第3四半期	△15.85	—
2020年3月期第3四半期	△5.44	—

## (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2021年3月期第3四半期	42,998	13,481	8.9
2020年3月期	45,988	16,383	10.9

(参考) 自己資本 2021年3月期第3四半期 3,831百万円 2020年3月期 5,000百万円

## 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2020年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2021年3月期	—	0.00	—	—	—
2021年3月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

## 3. 2021年3月期の連結業績予想(2020年4月1日~2021年3月31日)

連結業績予想に関する序文

(％表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2021年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループが直近で行ったM&A等による収益上ぶれ要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では適切な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくことといたします。詳細につきましては添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無  
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)  
新規 一社(社名) — 、除外 一社(社名) —  
期中における重要な子会社の異動に関する注記

- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無  
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用に関する注記

- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示  
① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無  
② ①以外の会計方針の変更 : 無  
③ 会計上の見積りの変更 : 無  
④ 修正再表示 : 無

会計方針の変更に関する注記

- (4) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)  
② 期末自己株式数  
③ 期中平均株式数(四半期累計)

2021年3月期3Q	76,293,426株	2020年3月期	76,293,426株
2021年3月期3Q	444,979株	2020年3月期	444,859株
2021年3月期3Q	75,848,513株	2020年3月期3Q	75,848,737株

発行済株式数に関する注記

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
四半期連結損益計算書	7
四半期連結包括利益計算書	8
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(追加情報)	9
3. その他	12
継続企業の前提に関する重要事象等	12

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第3四半期連結累計期間においては、減収減益となりました。売上高は10,285,819千円（前年同期比13.1%減）、営業利益は392,474千円（前年同期比141.0%増）、経常損失は186,295千円（前年同期は経常損失225,183千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,202,332千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失412,904千円）となりました。

売上高については、各国政府によるロックダウンなどの新型コロナウイルス感染拡大防止策による景気悪化や長期にわたる訴訟対応などに伴って、Digital Finance事業、スポーツ事業が大幅減となりました。営業利益・経常利益につきましては、スポーツ事業を除いて各事業とも利益改善が順調に進んでおります。純利益につきましては、本年10月にシンガポールで下された判決を当連結会計期間に取り込み大幅な減益となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関しては、特にDigital Finance事業、スポーツ事業に影響が出ました。また、当社グループが事業を行っております各国政府の方針、事業別の環境等により異なります。それぞれのセグメントの記載の中に記載しておりますので、ご参照ください。

当社といたしましては、短期的な景気判断や収益について一つ一つ適切に対処しつつも、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (Digital Finance事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は減収減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は4,700,832千円（前年同期比24.7%減）、セグメント利益（営業利益）は593,504千円（前年同期比3.8%減）となりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止策として各国政府がロックダウンなどを行った結果、営業停止や休業となりました。当社グループはこの間、①営業貸付金の回収に注力、②景気悪化に備えて新規貸付審査厳格化と抑制を柱に活動いたしました。この結果、売上高・セグメント利益ともに減少となっております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、東南アジア各国は国ごとの感染者数や政策対応が大きく異なり、タイ、カンボジア、ラオスでは感染者は相対的に少なく国内は落ち着いた状況ですが、ミャンマー、インドネシアでは感染者が未だ多くロックダウン等が継続しており、まだら模様となっております。同時に景気悪化は各国とも影響が大きく、カンボジアやミャンマーではオートバイ等の当社主力商品への明確な需要減少がみられます。同時に当社は顧客返済遅延に備えて保守的に新型コロナウイルス感染症対策特別引当金を引き当てております。その金額は現在のところ妥当と考えられ、かつ、その後回収は想定より順調に進んでおります。各国の景気や需要状況を注視し、現在はまだ事業拡大に踏み切る時ではないと判断しており、今後は事業再拡大の機会を慎重に判断してまいります。

なお、2月に発生しましたミャンマーでのクーデター並びにタイにおける新型コロナウイルス感染症再拡大による影響につきましては、上記の保守的な方針を変更するものではなく、現在のところ大きな影響は出ておりません。今後とも慎重に事態の推移を注視してまいります。

#### (食品事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は3,217,647千円（前年同期比1.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は151,662千円（前年同期比197.3%増）となりました。

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、和菓子等、とりわけあんこ餅（大福）、わらび餅、桜餅（道明寺）等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。

日本の人口減、スーパー店舗数減、消費の低調などの厳しい市場環境のなか、当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、当事業の戦略的選択と集中が一巡し、売上が増加に転じました。また、当該戦略的選択と集中に加え、自社工場の生産比率増加や効率化、リピート顧客を確実に獲得した新規商品などにより利益は大幅に増加しております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、主要顧客であるスーパーの集客と食品売上が好調であることと、季節の行事が縮小されたことなどがプラスとマイナス両側に影響しております。現在では、SNSを活用した当社商品

のブランディングに注力してまいりましたことも影響し、戦略商品の拡販が進んでおります。『「わらび餅」の明日香野』、『こし自慢明日香野』が定着しつつありますので、今後の拡販にも期待をしております。これらにより、中期経営計画アクセルプランⅢ「再発進」の基本方針である「ついで買いから指名買いされる企業」を果たし、業績の拡大を図ってまいります。

(スポーツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は734,486千円(前年同期比16.0%減)となり、セグメント利益(営業利益)は35,499千円(前年同期比42.5%減)となりました。

当事業は、創業事業でありますアカエムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラブ再生事業を柱としております。

当事業の第3四半期連結累計期間における業績につきましては、新型コロナウイルスの感染症防止策を実施しながらですが、中学校・高校の部活動、都道府県内の大会などが再開されてきた事でソフトテニスボールの需要、チームウェアや防寒着の需要が少しずつ戻ってきました。このような状況の中、特にソフトテニスボールではプラクティスボールのキャンペーンを継続したことも影響し、好調に推移しました。しかしながら、国体、全日本選手権など全国的な規模の大会は依然として行われず、特にルーセントブランドのバック等アクセサリーの売上が低調に推移し、まだまだ市場が以前のような活況を取り戻すには時間がかかることが予想されます。

一方テニスクラブ再生事業では、順調に会員を伸ばしております。12月に建物の老朽化により1校の閉鎖を行いました。収益においては影響がない予定であり、来年以降さらなる会員獲得を目指します。

第4四半期以降につきましては新たに緊急事態宣言が出されたことの影響を見極める必要があります。現状は大きな影響は出ておりませんが、大会やイベント等の中止などもあります。その一方来年度の学校の再開とクラブ活動の正常化には期待がかかるところでもあり、今後とも慎重に状況を注視してまいります。

(ゴム事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は1,301,774千円(前年同期比5.8%増)となり、セグメント損失(営業損失)は57,368千円(前年同期はセグメント損失76,213千円)と改善傾向にあります。

当事業は、当社グループの創業以来の事業で、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であり、日本国内のみならず、タイ、マレーシア、ベトナム、などにおいて事業展開をしております。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、主に、東日本国内のゴムライニング防食施工の受注が、好調に推移しました。

第4四半期以降においても、多くの現地工事案件を受注しております。ゴムライニング防食施工はゴム事業の中で収益性と競争力が高い事業です。ゴムライニング防食施工は残存者利益を享受できる環境にありますので、ゴム事業内におけるゴムライニング防食施工への選択と集中を進めることで売上高増加と利益改善を進めていく方針です。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響につきましては、現在のところあまり出ておりません。しかしながら、当事業は景気悪化に対して半年程度遅行して影響が出る業種であり、今後も注意してまいります。

(コンテンツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高330,628千円(前年同期比3.9%増)、セグメント利益(営業利益)は45,819千円(前年同期はセグメント損失43,086千円)となりました。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、当社の手がけました、現在人気が高まっております「鬼滅の刃」が特に今期に成長の柱となるとともに、その他各種漫画の人気が好調であることなどから書籍編集の売上高が下げ止まりました。また当社の手がけましたトレーディングカードゲームも人気が高く、ロイヤリティ収入が順調に推移しており、同時に事業経費も大幅に圧縮が進んでおります。当第3四半期連結累計期間では、事業経費は2割程度減少しており、これが利益化に貢献しております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、2021年になり、新たに緊急事態宣言が出されましたが、当



事業は数年来リモートネットワークを推進していたこともあり、業務の遂行に大きな支障はありません。この状況の中、2月に発売されました「鬼滅の刃公式ファンブック 鬼殺隊見聞録・弐」なども好調であり、今後さらに新しい商品制作がはじまることもあり、今後に期待をしております。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

## (2) 財政状態に関する説明

### (資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、42,998,390千円（前連結会計年度末比2,990,232千円減）となり、流動資産は、33,601,738千円（前連結会計年度末比2,357,574千円減）、固定資産は、9,396,651千円（前連結会計年度末比632,658千円減）となりました。

流動資産減少の主な原因は、短期借入金の返済等による現金及び預金の減少要因がございましたが、Digital Finance事業における営業貸付金等の回収が進んだこと等による現金及び預金の増加（前連結会計年度末比2,750,418千円増）といった増加要因、営業貸付金の回収が進んだこと等による営業貸付金の減少（前連結会計年度末比5,018,228千円減）、引当金繰入による貸倒引当金の増加（前連結会計年度末比167,959千円増）といった減少要因によるものです。

固定資産減少の主な原因は、減価償却等によるのれんの減少（前連結会計年度末比218,391千円減）、持分法適用関連会社の株式評価減等による関係会社株式の減少（前連結会計年度末比406,157千円減）、繰延税金資産の減少（前連結会計年度末比115,745千円減）といった減少要因、差入れによる差入保証金の増加（前連結会計年度末比119,071千円増）によるものです。

### (負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、29,517,343千円（前連結会計年度末比87,972千円減）となり、流動負債は、28,164,119千円（前連結会計年度末比14,152,384千円増）、固定負債は、1,353,224千円（前連結会計年度末比14,240,357千円減）となりました。

流動負債増加の主な原因は、振替による1年内償還予定の転換社債の増加（前連結会計年度末比13,034,113千円増）、未払利息増加等による未払費用の増加（前連結会計年度末比526,775千円増）、訴訟による損失に備えるため引当金を計上したことによる訴訟損失引当金の増加（前連結会計年度末比2,187,247千円増）といった増加要因、返済による短期借入金の減少（前連結会計年度末比1,958,290千円減）、といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因は、振替による転換社債の減少（前連結会計年度末比14,183,039千円減）によるものです。

### (純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産残高は、13,481,046千円（前連結会計年度末比2,902,260千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、親会社株主に帰属する四半期純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比1,202,332千円減）及び非支配株主持分の減少（前連結会計年度末比1,690,999千円減）によるものです。

## (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社の範囲の検討を進めたり、新たに進出した国々での事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,908,638	14,659,057
受取手形及び売掛金	1,361,368	1,435,421
営業貸付金	28,563,546	23,545,317
商品及び製品	236,388	194,111
仕掛品	216,079	208,797
原材料及び貯蔵品	330,544	250,982
未収入金	860,279	845,764
短期貸付金	593,245	590,253
その他	1,689,857	1,840,627
貸倒引当金	△9,800,635	△9,968,595
流動資産合計	35,959,312	33,601,738
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	309,995	291,195
機械装置及び運搬具(純額)	99,187	88,470
工具、器具及び備品(純額)	76,800	53,718
土地	303,585	307,184
リース資産(純額)	15,395	21,470
使用権資産(純額)	93,831	125,007
建設仮勘定	4,334	1,776
有形固定資産合計	903,130	888,821
無形固定資産		
のれん	1,567,403	1,349,011
その他	353,788	306,832
無形固定資産合計	1,921,191	1,655,844
投資その他の資産		
投資有価証券	1,850,458	1,925,018
関係会社株式	4,104,640	3,698,482
長期貸付金	16,768	14,110
長期未収入金	155,338	166,653
破産更生債権等	7,270	6,795
差入保証金	429,298	548,369
繰延税金資産	614,605	498,859
その他	61,582	54,114
投資損失引当金	-	△23,507
貸倒引当金	△34,975	△36,910
投資その他の資産合計	7,204,987	6,851,985
固定資産合計	10,029,310	9,396,651
資産合計	45,988,622	42,998,390

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	560,925	619,453
短期借入金	3,167,736	1,209,446
1年内返済予定の長期借入金	118,197	101,886
1年内償還予定の転換社債	5,583,681	18,617,795
未払法人税等	32,917	61,079
未払消費税等	54,771	86,608
未払費用	3,624,093	4,150,868
賞与引当金	95,289	106,963
訴訟損失引当金	-	2,187,247
その他	774,123	1,022,771
流動負債合計	14,011,734	28,164,119
固定負債		
転換社債	14,183,039	-
長期借入金	76,392	60,815
繰延税金負債	250,799	165,919
退職給付に係る負債	422,038	430,979
資産除去債務	541,014	545,755
その他	120,298	149,754
固定負債合計	15,593,581	1,353,224
負債合計	29,605,316	29,517,343
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,651,394	5,651,394
資本剰余金	2,723,252	2,723,252
利益剰余金	△3,212,827	△4,415,160
自己株式	△23,693	△23,696
株主資本合計	5,138,125	3,935,789
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,301	9,224
為替換算調整勘定	△142,477	△113,350
その他の包括利益累計額合計	△137,175	△104,125
新株予約権	96,492	54,518
非支配株主持分	11,285,863	9,594,863
純資産合計	16,383,306	13,481,046
負債純資産合計	45,988,622	42,998,390



## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	11,836,144	10,285,819
売上原価	5,204,470	4,777,685
売上総利益	6,631,673	5,508,134
販売費及び一般管理費	6,468,836	5,115,659
営業利益	162,837	392,474
営業外収益		
受取利息	228,258	126,357
受取配当金	2,032	1,633
為替差益	12,979	237,339
持分法による投資利益	112,021	-
その他	64,835	45,370
営業外収益合計	420,126	410,701
営業外費用		
支払利息	11,059	10,471
社債利息	659,407	526,482
訴訟関連費用	98,117	100,663
持分法による投資損失	-	336,598
貸倒引当金繰入額	23,466	2,052
その他	16,094	13,202
営業外費用合計	808,146	989,470
経常損失(△)	△225,183	△186,295
特別利益		
固定資産売却益	111,234	-
投資有価証券売却益	2,010	-
新株予約権戻入益	13,110	33,042
特別利益合計	126,354	33,042
特別損失		
投資有価証券評価損	486,397	21
関係会社株式評価損	-	37,833
投資損失引当金繰入額	-	23,507
貸倒引当金繰入額	-	755,611
訴訟損失引当金繰入額	-	2,295,889
特別損失合計	486,397	3,112,862
税金等調整前四半期純損失(△)	△585,225	△3,266,115
法人税、住民税及び事業税	175,162	259,883
法人税等調整額	166,118	109,884
法人税等合計	341,281	369,767
四半期純損失(△)	△926,506	△3,635,882
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△513,602	△2,433,549
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△412,904	△1,202,332

四半期連結包括利益計算書  
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
四半期純損失(△)	△926,506	△3,635,882
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	103	2,596
為替換算調整勘定	755,517	1,042,387
持分法適用会社に対する持分相当額	34,281	△282,274
その他の包括利益合計	789,902	762,709
四半期包括利益	△136,604	△2,873,172
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△216,857	△1,168,556
非支配株主に係る四半期包括利益	80,252	△1,704,616

### (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイDSIによる調査が行われております。

当社グループでは、タイSECの指摘の事実関係等について調査をするため、第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、キプロス及びシンガポール借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々々連結会計年度(第117期)において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額処理し、それ以降の売上計上は取り止めております。

また、2018年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算含む2017年12月末決算を訂正しました。GLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々連結会計年度からの従前の会計処理を踏襲しております。

当連結会計年度の第3四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)5,789百万円(前連結会計年度末6,114百万円)、未収利息(流動資産未収入金)256百万円(前連結会計年度末270百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,046百万円(前連結会計年度末6,385百万円)を設定しております。また、当第3四半期連結累計期間の関連利息収入(売上高)は一百万円(前連結会計年度一百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的処置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル(当第3四半期連結会計期間末186億円(1年内償還予定の転換社債186億円))の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGLH等に対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中と

なっております。

J T Aが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T Aが行っている訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	<p>J T Aは、当社連結子会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。</p>			
3. 訴訟を提起した者の概要	<p>(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義</p>	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	<p>J T Aは、タイ王国において、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>J T Aは、タイ王国において、G Lの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。</p>	<p>J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。</p>
5. 裁判の進展	係争中です。	<p>2019年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、2019年11月26日にJ T Aによる控訴が申立てられ、2020年9月29日にJ T Aによる請求が全面的に棄却される判決が下されました。当該判決が最終となり終結しました。</p>	<p>2020年2月12日シンガポール共和国高等裁判所は、J T Aの請求をすべて棄却し、J T Aに対し被告に生じた費用を支払うよう命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日に控訴が申立てられ、2020年10月6日にJ T Aの請求が一部認められ、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払命令が下されました。当該判決が最終となり終結しました。</p>	<p>2018年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、J T Aは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。しかし、却下されております。なお、J T Aは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っております。しかし、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。</p>

上記の他、G Lは、2018年5月3日付けでJ T A及びJ T Aの親会社であるJ T A株式会社（以下「J T A」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月

22日のレート3.46円換算で約70百万円)等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっておりましたが、2020年1月16日にJトラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、Jトラストアジアは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia Pte.Ltd.(以下「EHA」)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資(転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、及びGL株の購入他527百万タイバツ)について、GLHが他の被告と共謀し、Jトラストアジアに投資を促す為に、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。また、当該損害賠償請求に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、195百万USドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

### 3. その他

#### 継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当第3四半期連結累計期間においても、下記1. 2. 3の事象が存在しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

「3. Jトラストアジアによる訴訟提起について」に記載した事項に関しましては、Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、GLH及びEngine Holdings Asia Pte.Ltd.（以下「EHA」という。）にそれぞれ発令されております。現時点におきましては、GLH及びEHAの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておられませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

#### 1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、2017年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、2017年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

2017年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、2017年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。）



また、GLは、2017年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引に対して、独立した監査法人による特別監査を実施しましたが、タイSEC指摘の根拠を特定することはできておりません。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、2017年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

2017年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

GLは、上記のとおり財務諸表の内容やGLH融資取引に関する問題点を発見することができませんでしたが、GLの監査委員は検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し2018年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありませんでした。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、GLはGLの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、2017年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、2018年1月12日にJトラストは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

### (1) タイで開始された法的手続きについて

#### ①民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、2018年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

#### ②GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、2018年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件 No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は2018年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジア

は2018年4月17日に再審申立てを行っており、2018年4月18日にタイ中央破産裁判所はその再審申立てを受審しております。その後審議が進み、2019年8月15日にタイ中央破産裁判所は再審の申立てについても棄却の命令を下しました。Jトラストアジアは、2019年11月26日に控訴の申し立てをし、2020年9月29日にJトラストアジアの請求を全面的に棄却する判決が下され、当該訴訟は完全に終結しました。

③GLの見解及び対応について

JトラストアジアのGLに対する会社更生申立訴訟につきましては2020年9月29日付でJトラストアジアの請求を全面的に棄却する控訴審判決が下され完全に終結し、現在は上記(1)①に記載の民事訴訟が継続しております。当該会社更生申立訴訟では、GLの正当性が認められた判決が下されたので、GLといたしましては、引き続き今後必要且つ適切な法的措置を法律専門家と協議しつつ進めております。

(2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

①GLH等に対する損害賠償請求及び暫定的資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、230百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求める控訴を行い、2018年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、180百万USドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLHについては全世界の資産が対象となります。

当該暫定的資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当暫定的資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

当該損害賠償請求につきましては、2020年2月12日シンガポール共和国の裁判所は、Jトラストアジアの請求をすべて棄却し、Jトラストアジアに対し被告に生じた費用を支払うよう命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJトラストアジアによる控訴が申し立てられ、2020年10月6日にJトラストアジアの請求を一部認め、GLHに対し約74億円の支払いを命じる判決が下され、当該訴訟は終結しました。

②GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、当該損害賠償請求訴訟の判決によって確定した支払いについて、関係者間で支払方法等の調整を行っていることから現在も維持されております。従いましてこれまでと同様に、現時点におきましては、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておきませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

③Engine Holdings Asia Pte.Ltd. (以下「EHA」) 等に対する損害賠償請求及び暫定的資産凍結命令について

Jトラストアジアは、EHA他1社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて2020年10月16日に訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資(転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、及びGL株の購入他527百万タイバツ)について、GLHが他の被告と共謀し、Jトラストアジアに投資を促す為に、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行

為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。また、当該損害賠償請求に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、195百万USドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。

④当社の見解及び対応について

GL及びGLHは常に適正な財務諸表を公表しており、違法行為に関わった事実はありません。また、EHAにつきましても違法な行為に参画したことは一切ありません。よって、この度提起された損害賠償請求につきましても不当であると考えており、法律専門家とも協議を行い、当社グループの資産の保全、及び損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。暫定的資産凍結命令につきましても、EHAの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

上記の他、GLは、2018年5月3日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し、名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっておりますが、2020年1月16日にJトラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Financing Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されておりましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk. による損害賠償請求は棄却される判決が下されております。

以上の通り、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないことから、「継続企業の前提に関する注記」には該当しておりません。